

改 正 案					現 行				
3 建築・都市計画・土木関係					3 建築・都市計画・土木関係				
番号	事 務	名 称	額	徴収時期	番号	事 務	名 称	額	徴収時期
1 ～ 65	[略]				1 ～ 65	[略]			
66	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この項から69の項までにおいて「適合証」という。）が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 ・ [略] 共同住宅等で、一の建築物に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、イ若しくはウに掲げる部分が存在しない場合又はイを除く場合は、当該部分に係る額は加算しない。 ア～ウ [略] [略]	認定申請のとき。	66	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
67	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 ・ [略] 共同住宅等で、一の建築物に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の	認定申請のとき。	67	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

			住戸の部分の総戸数に応じた額、 イに掲げる部分の床面積の合計 に応じた額及びウに掲げる部分 の床面積の合計に応じた額を合 計した額。ただし、イ若しくは ウに掲げる部分が存在しない場 合又はイを除く場合は、当該部 分に係る額は加算しない。 ア～ウ 〔略〕 〔略〕				住戸の部分の総戸数に応じた額、 イに掲げる部分の床面積の合計 に応じた額及びウに掲げる部分 の床面積の合計に応じた額を合 計した額。ただし、イ又はウに 掲げる部分が存在しない場合は、 当該部分に係る額は加算しない。 ア～ウ 〔略〕 〔略〕	
68	都市の低炭素化の促進 に関する法律第55条 第1項の規定に基づく 低炭素建築物新築等計 画の変更の認定の申請 であって、当該申請に 併せて適合性確認機関 が作成した適合証が提 出されたものに対する 審査	適合証が提 出された場 合における 低炭素建築 物新築等計 画変更認定 申請手数料	1件につき、次に掲げる額。た だし、当該申請に併せて都市の低炭 素化の促進に関する法律第54条 第2項の規定に基づく申出があ った場合においては、一の建築物に つき1の項の規定により算定した 手数料の額を加えた額とする。 ・ 〔略〕 共同住宅等で、一の建築物に 係る申請 次のアからウまでに掲げる部 分に応じ、アに掲げる建築物の 住戸の部分の総戸数に応じた額、 イに掲げる部分の床面積の合計 に応じた額及びウに掲げる部分 の床面積の合計に応じた額を合 計した額。ただし、イ若しくは ウに掲げる部分が存在しない場 合又はイを除く場合は、当該部 分に係る額は加算しない。 ア～ウ 〔略〕 〔略〕	変更認定 申請のとき。	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕 ・ 〔略〕 共同住宅等で、一の建築物に 係る申請 次のアからウまでに掲げる部 分に応じ、アに掲げる建築物の 住戸の部分の総戸数に応じた額、 イに掲げる部分の床面積の合計 に応じた額及びウに掲げる部分 の床面積の合計に応じた額を合 計した額。ただし、イ又はウに 掲げる部分が存在しない場合は、 当該部分に係る額は加算しない。 ア～ウ 〔略〕 〔略〕	〔同左〕
69	都市の低炭素化の促進 に関する法律第55条 第1項の規定に基づく 低炭素建築物新築等計 画の変更の認定の申請 であって、当該申請に 併せて適合性確認機関 が作成した適合証が提 出された場合以外のもの	適合証が提 出された場 合以外の場合 における 低炭素建築 物新築等計 画変更認定 申請手数料	1件につき、次に掲げる額。た だし、当該申請に併せて都市の低炭 素化の促進に関する法律第54条 第2項の規定に基づく申出があ った場合においては、一の建築物に つき1の項の規定により算定した 手数料の額を加えた額とする。 ・ 〔略〕 共同住宅等で、一の建築物に	変更認定 申請のとき。	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕 ・ 〔略〕 共同住宅等で、一の建築物に	〔同左〕

	のに対する審査		係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、イ若しくはウに掲げる部分が存在しない場合又はイを除く場合は、当該部分に係る額は加算しない。 ア～ウ 〔略〕 〔略〕			係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、イ又はウに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。 ア～ウ 〔略〕 〔略〕			
70 ～ 76	〔略〕			70 ～ 76	〔略〕				
77	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額 一戸建ての住宅に係る申請 次のア、イ又はウに掲げる場合及び当該住宅の床面積の合計に応じた額 ア 性能基準(省令第1条第1項第2号イ()及び同号ロに定める基準をいう。)による場合 (7)・(1) 〔略〕 イ モデル住宅法(省令第1条第1項第2号イ()及び同号ロに定める基準をいう。)による場合 (7) 200平方メートル未満のもの 17,700円 (1) 200平方メートル以上のもの 19,100円 ウ 仕様基準(省令第1条第1項第2号イ及び同号ロに定める基準をいう。以下同じ。)による場合 (7)・(1) 〔略〕 以外の建築物に係る申請 次のア及びイに掲げる部分の床	認定申請のとき。	77	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕 一戸建ての住宅に係る申請 次のア又はイに掲げる場合及び当該住宅の床面積の合計に応じた額 ア 性能基準(省令第1条第1項第2号イ及び同号ロに定める基準をいう。)による場合 (7)・(1) 〔略〕 〔新設〕 イ 仕様基準(省令第1条第1項第2号イ及び同号ロに定める基準をいう。以下同じ。)による場合 (7)・(1) 〔略〕 〔同左〕	〔同左〕

		<p>面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、ア又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。</p> <p>ア 住宅部分</p> <p>(ア) 性能基準（省令第1条第1項第2号イ（）若しくは（）及び同号ロ 又は同項第3号に定める基準をいう。以下同じ。）による場合</p> <p>a～d 【略】</p> <p>(イ) フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ（）及び同号ロ に定める基準をいう。以下同じ。）による場合</p> <p>a 300平方メートル未満のもの 33,100円</p> <p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 58,000円</p> <p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 104,000円</p> <p>d 5,000平方メートル以上のもの 157,000円</p> <p>(ウ) 仕様基準による場合</p> <p>a～d 【略】</p> <p>イ 【略】</p>			<p>ア 【同左】</p> <p>(ア) 性能基準（省令第1条第1項第2号イ 及び同号ロ 又は同項第3号に定める基準をいう。）による場合</p> <p>a～d 【略】</p> <p>【新設】</p> <p>(イ) 仕様基準による場合</p> <p>a～d 【略】</p> <p>イ 【略】</p>
78 ～ 86	【略】			78 ～ 86	【略】

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消

備考

- この表において、70の項、71の項及び78の項に係る手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出については、次に定めるところによる。
- 1 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分は、

費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の70の項の規定により算出した額とする。

- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の71の項の規定により算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 5 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。
- 7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、同項に規定する申請建築物の部分

居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 3 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

- 8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の72の項又は73の項の規定により算出した額とする。
- 9 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- 10 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。
- 11 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。